

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 街区の区域変更及び増設【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 4
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 5

◇ 公 告

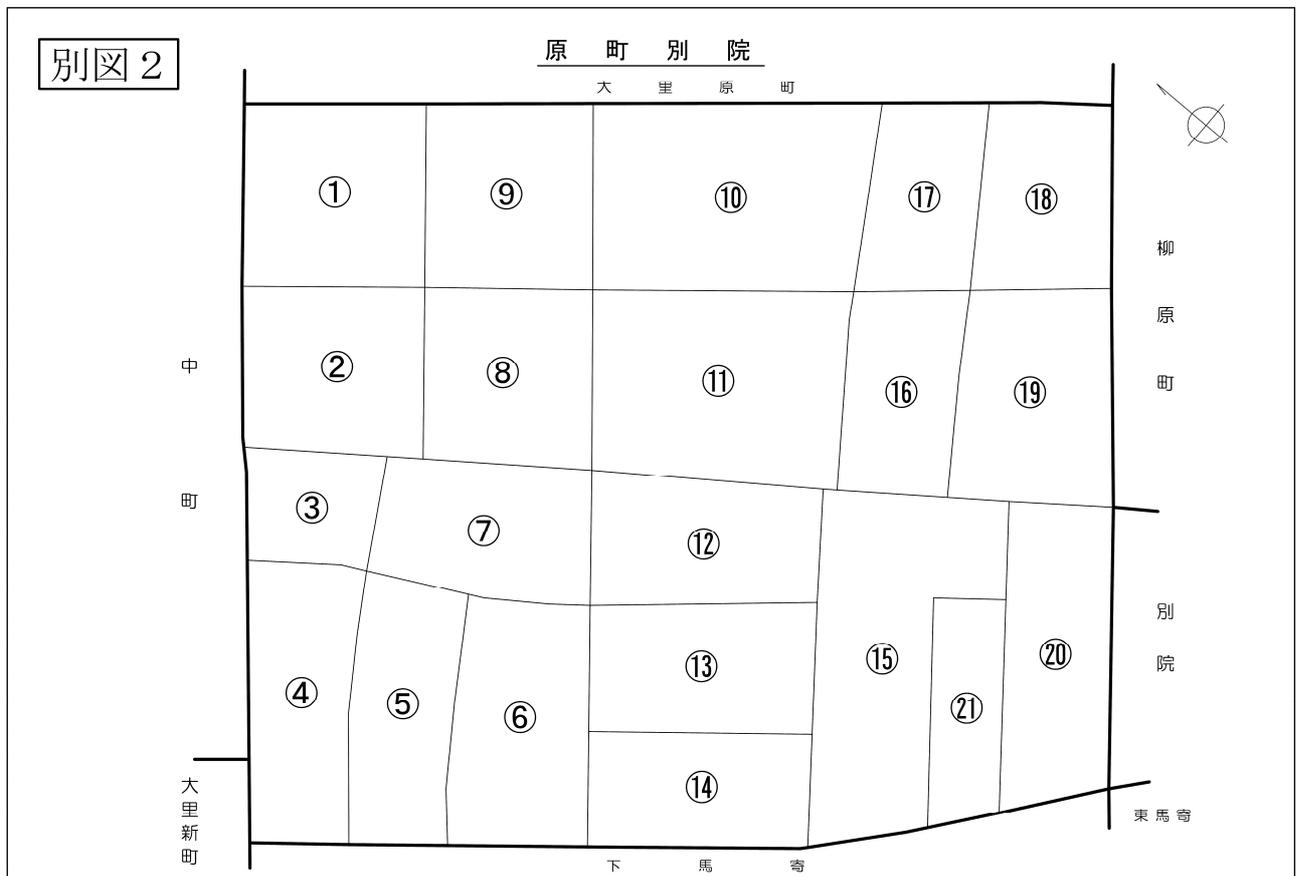
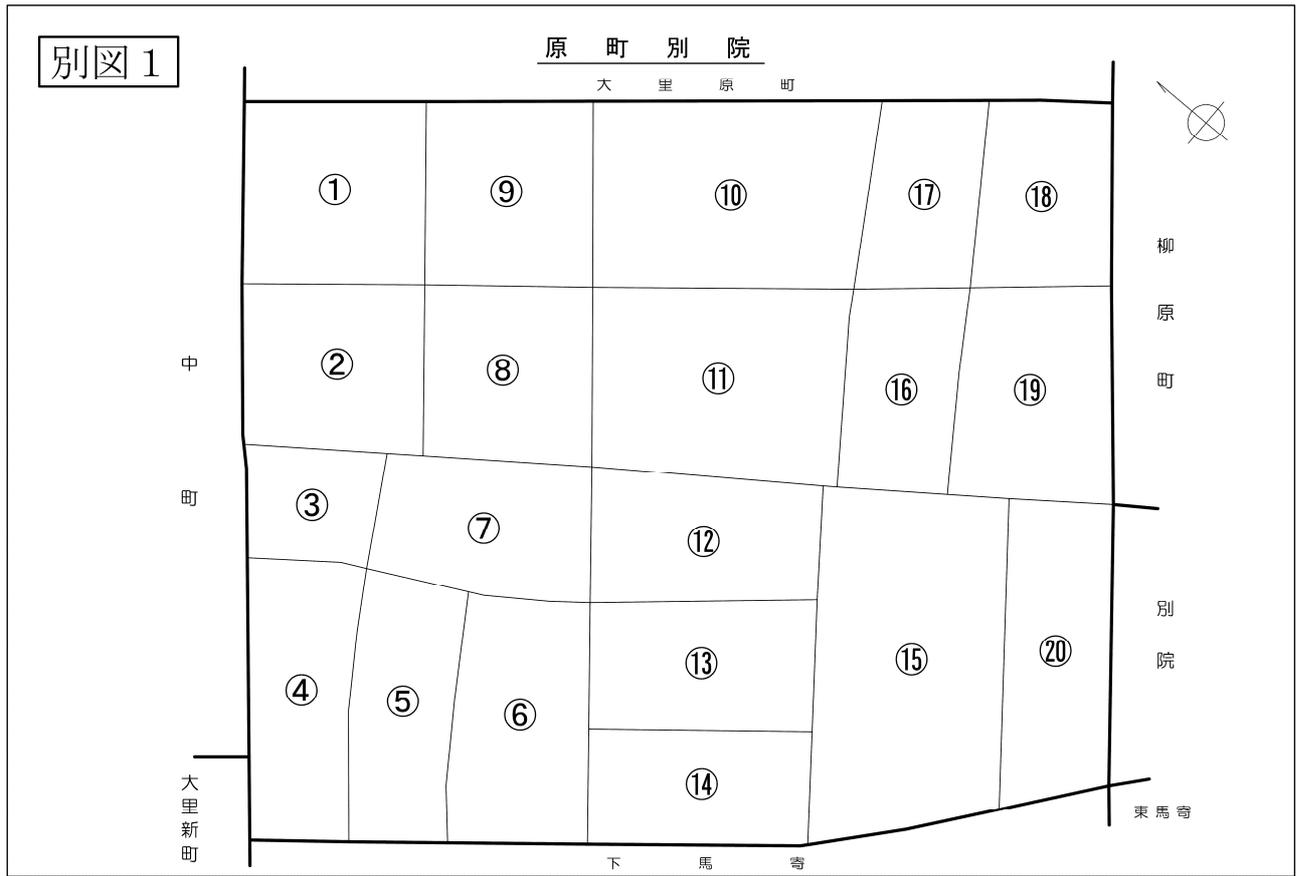
- 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 6

北九州市告示第 77 号

北九州市住居表示に関する条例（昭和 41 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市門司区原町別院 15 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更するとともに、別図 1 の同区原町別院の区域について別図 2 のとおり街区を増設し、平成 31 年 3 月 13 日から実施するので告示する。

平成 31 年 3 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治



北九州市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1299	市瀬22号線	前	八幡西区市瀬二丁目532番2から 八幡西区市瀬二丁目533番3まで	5.0 ～ 5.5	27.0
		後	八幡西区市瀬二丁目532番2から 八幡西区市瀬二丁目533番3まで	5.6 ～ 9.0	27.0

北九州市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1299	市瀬22号線	八幡西区市瀬二丁目532番2から 八幡西区市瀬二丁目533番3まで	平成31年3月13日

北九州市公告第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルショク白銀店
北九州市小倉北区白銀一丁目4番12号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社サンリブ
北九州市小倉南区葛原二丁目14番1号
代表取締役 佐藤秀晴
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,368平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる
日
平成31年2月28日
- 6 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 7 届出年月日
平成31年2月27日